

令和 2 年 9 月 10 日現在

機関番号：37123

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K12106

研究課題名(和文) フォレンジック看護学の実践哲学の体系化に関する研究

研究課題名(英文) Systematic Approach to Forensic Nursing Philosophy

研究代表者

力武 由美 (RIKITAKE, YUMI)

日本赤十字九州国際看護大学・看護学部・准教授

研究者番号：70514082

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：フォレンジック看護の実践哲学の体系化を目的として、同看護の創設者Virginia Lynchらを対象として聞き取り調査を行い、データの言説分析結果をもとに最終調査に入る目前でコロナ禍に見舞われ研究計画は完遂できなかった。だが中間的成果として、同看護の実践哲学は、法科学を共通の知識とする他の領域の保健医療主体および法執行主体との協働、犯罪と法的責任が関与する被害者(加害者、被疑者、拘留者を含む)に対する全人的看護ケアの提供、初診アセスメント、記録、検査、証拠採取・保存、法廷での専門家証言による被害者の権利の擁護責任の遂行、人間の安全とウェルビーイングの追求の4つの概念構成を持つことが判明した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

フォレンジック看護の実践哲学は、Lynch氏も認めるように、学術的には前人未到の主題である。本研究がそこに着目し、上述の研究成果を出し得たことは学術的意義がある。また、1996年WHO世界保健総会の「暴力は世界的な公衆衛生上の問題である」との決議にみられる世界的な暴力の蔓延、さらには加速する高齢化および気象現象のメガ災害化による多死社会の到来は、生体・死体を問わず、暴力や犯罪、災害のトラウマを持つ被害者を対象とするフォレンジック看護学の理論と実践を精緻化する哲学を必要とする。フォレンジック看護哲学は社会的正義と権利の擁護責任の追求と全人的看護ケアの提供の支柱となるという点で社会的意義がある。

研究成果の概要(英文)：Semi-structured interviews targeted at forensic nursing-related practitioners, including the founder of forensic nursing, Virginia Lynch, were conducted to clarify a philosophy of forensic nursing practice systematically, which should have led to the execution of the final interviews and an integrated data analysis under Lynch. Unexpected novel Corona-virus pandemic prevented me from the finalization of the planned research. However, the present research activities enabled me to report the following interim outcome: a philosophy of forensic nursing practice consists of four systematic dimensions such as interacting with healthcare providers in other fields and legal agencies with the common knowledge of forensic sciences, providing crime/liability-related victims with holistic healthcare, advocating their human rights through the assessment of trauma, documentation, examinations, evidence collection/preservation, expert witness at court, and securing human safety and well-being.

研究分野：暴力とジェンダー/セクシュアリティ研究

キーワード：社会的正義 アドボカシ 全人的看護ケア ウェルビーイング エビデンス ベイスト

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景：フォレンジック看護とは「保健医療と法とが交差する場における世界規模の看護実践活動」と定義され (Hufft A, Speck P, Patton S (2009): Standards of forensic nursing practice. Scope and standards of practice. Forensic nursing. Silver Spring, Maryland pp 21 - 48) 暴力や犯罪など法的責任に係る被害者及び加害者 (被疑者を含む) を、生体・死体を問わず対象とするため、その活動領域は医療施設に留まらず性暴力救援センターや学校など多岐にわたる。暴力の蔓延を背景に日本においてもフォレンジック看護のニーズが高まるなか、社会的認知を得るまでには至っていない。

しかし、名古屋赤十字病院内への性犯罪被害者救援センターの設置とその役割が端的に示すように、日本社会は看護と司法が協働した全人的トラウマケアの提供を必要としている。日本は世界に先駆けて人類史上未曾有の超高齢社会に突入した。同時に進展する少子化が、人口動態に大きな変化をもたらし、社会保障制度の維持が困難になるなか、看護は医療施設から在宅へと政策の転換が行われている。当然、超高齢社会は死者を増加させる。その中で、だれがいかにか看取りをするのかという喫緊の課題に直面している。また、地球の温暖化や環境汚染が進行するなか、東日本大震災にみられる自然災害のメカクライシス化が顕著になり、トラウマケアをとともなう支援のニーズが高まっている。また、平時はいうまでもなく災害/復興時の性暴力犯罪を含む様々な形態の暴力が蔓延するなか、特に、女性/女児・高齢者・児童・外国人女性など社会の脆弱な集団の暴力被害が深刻化している。日本社会は、「生」のみならず「死」をも対象とし、公衆衛生上の問題に人権擁護の立場から、公正に対処し、証拠に基づく科学的かつ全人的な看護ケアを提供できるフォレンジック看護の実践を可能にする体制の確立を、遅滞なく、実現することを必要としている。

近代化を遂げた国や地域の多くは、早晚、少子高齢化が進み、今日の日本社会と同じ課題に直面する。また、すでに暴力のトラウマは世界全域に広がっている。いつの時代にも、どの国や地域においても、人の生き死にかかわる事象に対して、また人々の健康と安寧を脅かす公衆衛生上の問題に対して、人間の尊厳を尊重し、人権を守る法科学の看護実践を公正に遂行するフォレンジック看護の実践哲学は、必ず有用となるはずである。しかし、フォレンジック看護の実践哲学については、古代ギリシャの哲学者 Plato の“love of truth”に基づく (Virginia A. Lynch, *Forensic Nursing Science* (2011, Elsevier, 11) とのみ記述されているだけで、フォレンジック看護の実践哲学の体系を明示した先行研究は、管見のかぎりみられない。ここに、本研究の意義と必要性がある。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、暴力が蔓延する日本において看護と司法が協働するフォレンジック看護の実践が可能となるよう、その体制確立のための基盤となるフォレンジック看護の実践哲学の体系を明らかにし提示することである。フォレンジック看護学は、近年の自然災害のメカクライシス化から、社会の脆弱な集団への暴力の深刻化、来たるべき多死社会での看取りの問題まで、公衆衛生の多様かつ喫緊の課題に対応できる看護の新しい専門分野である。このような社会の変動にセンシティブでかつしなやかに対応することのできる全人的看護ケアを提供しようとする者には、その社会的正義と権利の擁護責任を担う活動の原動力となり、その理論と実践を精緻化する哲学が必要不可欠である。看護の専門家だけでなく社会に対しても明確に示されたフォレンジック看護の実践哲学は、地域や時代を越えて、公衆衛生の問題解決のためのメルクマールとなる。このメルクマールを明言化するのが、本研究の目的である。

### 3. 研究の方法

本研究は、世界の看護の潮流に反してフォレンジック看護の日本における確立と発展を遅滞させている一因である「フォレンジック (forensic)」の意味の不明瞭さを、まさに哲学的アプローチによってフォレンジック看護の実践哲学体系を明示することで解消し、日本の看護学及び看護実践にその必要性和有用性を提言することを目的に含む。そのため、forensic nursing の概念の提唱者でありフォレンジック看護コースのカリキュラム開発者であり国際フォレンジック看護学会の創設者であるリンチ氏の語りを研究の主対象とするため、現地調査に重点を置く。フォレンジック看護学とその実践を支える哲学についての半構造的インタビュー調査、文献・資料の収集により、質的ディスコース分析を行った。

聞き取り調査実施時期・対象・場所は、以下のとおりである。

(1)2018年3月、リンチ氏 (MSN, RN, FAAFS, FAAN, Founder of Forensic Nursing)

(2)2018年3月、米国ボストン市内のフォレンジック精神看護師

(3)2018年3月、英国レスター市内の法医学の専門家で臨床家

(4)2018年3月、英国レスター市内のフォレンジック看護教育家

(5)2019年3月、佐賀県内の暴力被害者救援活動家の5名を対象者として、リンチ氏の場合は同氏の自宅の一室にて、それ以外の対象者はそれぞれの所属機関の施設内の一室で、聞き取り調査を実施した。また、リンチ氏よりフォレンジック看護という新しい専門分野を開発する動機を記した貴重な資料の提供を受けたことに加え、国連ニューヨーク本部、コロンビア大学、東京性暴力被害者救援センター、国会図書館、英国王立看護協会図書館、英国王立看護協会ホスピスハウス、ドイツ・ダッハウ強制収容所、オックスフォード大学病院、チューリッヒ大学法医学研究所等で情報・資料の収集を行った。

#### 4. 研究成果

研究助成3年目の2019年度は、上述の2018年3月実施の調査データをもとに抽出されたキーワードを踏まえて、それらの妥当性を検討しつつ、さらにそれらの概念がいかにフォレンジック看護の実践哲学を体系づけているかという点を明らかにするため、リンチ氏をはじめバージェス博士、英国2名、スイス2名、オランダ1名のフォレンジック看護の実践者を対象に本研究の問いを追究する最終レベルの半構造的インタビュー調査を実施する計画を立てていた。加えて、リンチ、バージェスの両氏には2019年8月の時点で、インタビュー調査ならびにデータ分析について、2020年2月にスーパーバイズを引き受けることのできる確約を得ていた。しかし、コロナ禍という不測の事態により本研究の最も重要な研究行動であった最終調査は遂行できず、本研究の成果としては中間的なものとならざるを得ないことをまず断っておきたい。

したがって、本研究終了時である2020年3月末時点での成果としては、中間的ではあるが、以下の5点である。ただし、コロナ禍の終息状況にもよるが、2020年夏研究代表者が渡米し、本研究の分析結果について、リンチ、バージェス両氏と議論し、検討したうえで、本研究の成果として、共著で、2020年度内に国際フォレンジック学会誌およびアメリカ法科学会誌で国内外に向けて発表できるよう計画を進めているところである。

(1) 中間的成果の第一としては、フォレンジック看護の実践哲学は、看護師がフォレンジック科学を共通の知識とする他の領域の保健医療主体および法執行主体と協働し、犯罪と法的責任が関与する被害者（被害者、加害者、被疑者、拘留者）に対する全人的看護ケアの提供、さらには初診アセスメント、記録、検査、証拠採取と保存、法廷での証拠に基づく専門家証言による被害者の権利の擁護責任の遂行によって、人間の安全とウェルビーイングを達成することを追求する概念構成を持つことが明らかになった。

(2) 第二に、リンチ氏を介して、Dr. Ann Burgess (Boston College, US)、Dr. Guy Rutty (University of Leicester, UK)、Dr. Jane Rutty (De Montfort University, UK)、Dr. Valeria Hofer (Institute of Forensic Medicine, University of Zurich, Switzerland)、Ms. Nicola Schmidt (Kantonsspital Chur, Switzerland)と、フォレンジック看護学と実践に関するネットワークを築くことができたことにより、コロナ禍が終息し、海外渡航が可能になった暁には、本研究が研究期間中に完遂することができなかつたことも含め、学術的諸活動を実施する準備性を有する。

(3) 第三に、2019年3月に佐賀県で性暴力被害者救援に従事する人を対象に、暴力被害の現状とフォレンジック看護のニーズを知るための聞き取り調査を行った結果の一部は、The 24<sup>th</sup> World Congress of the World Association for Sexual Health (Mexico City, 2019)で発表した。さらに、本発表内容をフォレンジック看護の実践哲学に焦点化して再構成し、英語論文にして、国際フォレンジック看護学会誌に投稿する準備を進めている。

(4) 作業半ばではあるが、本研究助成による成果の社会的貢献という位置づけで、「看護師はみなフォレンジック看護師である」との前提のもとに執筆されたフォレンジック看護学に関する英書の邦訳出版プロジェクトを進めており、その訳者解説において本研究の成果を反映した形で執筆する予定である。アメリカ、ピッツバーグに在る Duquesne University の Dr. L. Kathleen Sekula (Professor, Noble J. Dick Endowed Chair in Academic Leadership, School of Nursing, Pittsburgh, PA, US) より、Sigma Theta Tau 賞を受賞した同博士の編著書 *A Practical Guide to Forensic Nursing: Incorporating Forensic Principles into Nursing Practice* (Indianapolis: Sigma Theta Tau International Honor Society of Nursing, 2015) を、慶応大学看護医療学部准教授の添田恵津子氏（看護学博士）と協働して邦訳出版をするよう依頼されたためである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 YUMI RIKITAKE
2. 発表標題 OVERLOOKED SEXUAL VIOLENCE VICTIMIZATION AMONG BOYS IN JAPAN
3. 学会等名 The 24th World Congress of the Association for Sexual Health (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	柳井 圭子  (YANAI Keiko)  (60412764)	日本赤十字九州国際看護大学・看護学部・教授    (37123)	削除：2019年10月11日